

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート!~

8月号 Vol. 55

今月の SMILE

懂得感恩, 知道节制 (感謝することを知っている、節度をもつことを知っている)

まいどおおきに!

暑い日が続きますね。上海ではこの暑さのために、家にこもる人がますます多くなり、そのため“出前”がさらに利用されているとのこと。

今月は、この暑さを少しでも和らげたいと思い、北海道で起きた話を取り上げます。

7月16日に45名の子供たちのバレエ団である上海小白鶴舞踏団が、国際青少年舞踏大会に参加するために北海道に降り立ちました。

空港ビルからバスに乗るためにエレベータで降りようとしたところ、もう1つのグループも同時にエレベータで降りようとしていました。子供たちは、そのグループに1人の老人をみつけたので、お先にどうぞ、と申し出たところ、そのグループはまず子供が先に乗りなさい、ということで、ここで双方が譲り合いました。そこでエレベータを降り、子供たちはバスを待っていたら、先ほどのグループの中の老人が、子供たちに、子供たちの出身地、年齢、そして日本での活動について尋ねました。子供たちも、老人からの質問にすべて答えて、自分たちは本当にダンスが好きなんだと天真爛漫に答えたので、この老人はさらに彼らに関心をもちました。老人の方から、ではみんなで写真を撮ろうと申し出た時、子供たちを引率する先生が、この老人が大富豪の李嘉誠氏(資産総額310億ドルともいわれている)であることを知りました。その後、李嘉誠氏が先生に連絡先を求めたところ、名刺を持ち合わせなかったため、その場は別れたのですが、李嘉誠氏がここでとどまらず秘書をつかってこの先生の連絡先を調べ、秘書を通して、子供たちに困っていることがないのか?そして李嘉誠氏から、子供たち一人一人に同じ贈り物をして、中国に戻ってほしいので、子供たちに選ばせてほしい、と申し出ました。

子どもたちは、李嘉誠氏へ「ありがとう!おじいちゃん!お身体大切に!」というメッセージをビデオに録り李嘉誠氏に送りました。

では子供たちが選んだものは、何だったのでしょうか?それは「消しゴム」でした。

李嘉誠慈善基金会は、この舞踏団に対して、家庭の経済環境でバレエを学べない子供たちのために使われることを目的として100万円を、さらに今回北海道に来た子供たちの旅費として一人2万円を寄贈しました。

このことがネットでも話題になり、子どもたちの懂得感恩, 知道节制(感謝することを知っている、節度をもつことを知っている)に大人の読者は大いに感心したようで、「あなたが世界に向けて、善意を示すなら、世界もまたあなたを温かく報いることでしょう。一人ひとりが、世界を温かくすることで、その人は世界と共に温かく迎えられるでしょう」というコメントもありました。

優しく和らいだ話で、しばし、暑さも和らいだでしょうか?

それでは今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう!



中国 6 月 PPI は前年比横ばい、デフレ懸念台頭 CPI は高止まり

国家統計局が 7 月 10 日に発表した 6 月の生産者物価指数(PPI)は、上昇予想に反して前年比変わらずとなった。製造業活動の鈍化を示す内容で、経済成長が一段と圧迫されるとの懸念が高まりそうだ。

調査では前年比 0.3% 上昇すると予想されていた。5 月の PPI は 0.6% 上昇だった。6 月の横ばいは、前回 PPI が前年比で低下した 2016 年 8 月以来の弱さ。これを受けてデフレへの懸念が再燃し、当局が追加刺激策を講じる可能性がある。

キャピタル・エコノミクスの中国シニアエコノミスト、ジュリアン・エバンス・プリチャード氏は「食品は別として、インフレは全般に非常に弱い。経済が減速し続けているため、PPI が再びデフレに陥る可能性が非常に高い」と述べた。

OCBC 銀行(シンガポール)の中国エコノミスト、トミー・シー氏も、早ければ来月にも PPI が前年比で下落となる可能性があるとみている。PPI の内訳をみると、上流部門が特に弱く、石油・天然ガス生産価格は前年比 1.8% 低下した。石炭鉱業部門の伸びも鈍化した。

米中は先月、貿易戦争の停止で再び合意したものの、中国の製造業セクターでは米関税の回避に向け国外での生産にシフトする動きが強まっており、エコノミストは中国経済が引き続き圧迫されるとみている。中国はインフラ事業を加速させているが、一部の建築資材の価格はさえないままだ。スポット市場の 6 月の鉄筋価格は 1 年前の水準を依然として割り込んでおり、季節的な建設活動の鈍化で 7 月にさらに下落する可能性がある。

李克強首相は今月、銀行の預金準備率や実質金利の引き下げを通じて中小企業の資金調達コスト低下を促す方針を示した。ただその一方で、李首相、その他の当局者は「洪水のような」刺激策は行わないと述べている。

キャピタル・エコノミクスのエバンス・プリチャード氏は、政府が景気支援に向け一段の金融緩和や予算に盛りこんでいない臨時の財政支援を実施する可能性がある」と指摘する。「だが大規模な景気対策を打つ時代はおそらく終わったと考える。期待できるのは、経済の逆風を抑え、急激な景気減速を防ぐための政府の追加支援がせいぜいだ」と述べた。

同時に発表された 6 月の消費者物価指数(CPI)は、前年比 2.7% 上昇し、予想と一致。5 月に記録した 15 カ月ぶりの高い伸びと並んだ。アフリカ豚コレラの感染拡大や厳しい天候を受けた供給減少で豚肉や果物の価格上昇が続いていることが背景。豚肉価格は前年比 21.1%、果物の価格は 42.7%、それぞれ上昇した。食品価格は 8.3% 上昇し、5 月の 7.7% 上昇から伸びが加速した。エコノミストの間では、豚肉の在庫減少の影響で CPI 上昇率が加速する可能性があるとの見方がある一方で、上昇が鈍化すると予想する向きもある。

中原銀行のチーフエコノミスト、ワン・ジュン氏は「CPI 上昇率は 6 月がピークで、年後半は鈍化基調となる可能性がある」と指摘。「デフレリスクがあるが、リスクの対象は工業製品に限定されており、全体的な圧力は強くない」と述べた。変動の大きい食品とエネルギーを除いたコアインフレ率は前年比 1.6% 上昇で 5 月と同じ上昇率だった。

CPI は前月比では 0.1% 低下した。5 月は横ばいだった。

輸出、米関税引き上げで 6 月は減少 輸入も予想以上の減少

税関総署が発表した 6 月の貿易統計によると、米国からの圧力が強まるなか、輸出、輸入ともに減少した。6 月の輸出はドル建てで前年比 1.3% 減少、市場予想(2% 減)ほどの落ち込みではなかったものの、予想外の増加だった 5 月からマイナスに転じた。輸入はドル建てで前年比 7.3% 減少で、減少幅は予想(4.5% 減)を大きく上回った。5 月(8.5% 減)に続く減少で、昨年からのさまざまな景気支援策が打たれているにもかかわらず、内需が低迷していることを示した。

6 月の貿易収支は 509 億 8 千万ドルの黒字。市場予想は 446 億 5 千万ドルの黒字、5 月は 416 億 6 千万ドルの黒字だった。合意に向けて進展しているかにみえた米中の通商協議は 5 月に事実上決裂し、米政府は 2 千億ドル分の中国製品に対する制裁関税率を 10% から 25% に引き上げた。6 月の貿易統計は、2 千億ドル分の米関税引き上げの影響が完全に反映された月だ。キャピタル・エコノミクスはノートで「6 月の輸出減少は、より広範囲にわたる外需の減速とともに直近の米関税引き上げの影響がでた」と指摘し「世界経済成長の底入れは来年以降とみている。前月末に米中首脳が貿易戦争の休戦で合意したことで、さらなる米関税の脅威はなくなったものの、通商協議はやがて再び決裂するというのがわれわれの基調シナリオだ」と述べた。米中首脳は 6 月末の会談で、通商協議の再開で合意。米国は制裁関税の対象を拡大することはとりあえず棚上げにしたが、すでに発動した制裁関税はそのまま継続している。通商協議の日程はまだ設定されておらず、先の交渉決裂の原因となった懸案で両国の溝は埋まっていない。米中の貿易摩擦はさらに長期化、深刻化する恐れもある。6 月の対米貿易黒字は 299 億 2 千万ドルで 5 月(269 億ドル)から拡大した。上半期の対米貿易黒字は 1,404 億 8 千万ドルで、前年同期(1,337 億 6 千万ドル)から約 5% 増加した。

日中社会保障協定に関する公式説明会に参加して

先日、日本政府(厚生労働省、日本年金機構)が主催する『日中社会保障協定』の公式説明会に参加してきました。今回は、その中で以下の2つの点が重要であったかと思います。

- (1) 外国人の社会保険加入が[運用上強制されていない上海市]において、どのように対応すれば良いのか??
- (2) 日本側で誤解されている『日中社会保障協定』の真実

ただこれらの2つのポイントは、説明会では明確にされませんでした。

※ 当日の資料は▽コチラ▽から無料で入手できます。 <http://mshn.jp/r/?id=0y7yj810&sid=3576>

そこで誤解を恐れず「わかりやすく」考えるとうなるよね、にまで踏み込んでまとめてみました! 参考になれば嬉しいです。それでは、参りましょう!

先に▽コチラ▽から。

- (2) 日本側で[誤解]されている『日中社会保障協定』の真実

ズバリ、結論から。『日中社会保障協定』が発行しても、

- ◎ 社会保険のうち「年金の保険だけ」が『二重負担が解消』されるが、他の「医療・労災・失業などの社会保険」は、『二重負担が継続』する!これが真実です。

「原則、赴任国の社会保険に加入する」という明記された規定と、「社会保障協定は、二国間での二重負担問題の解消が目的」、「社会保障協定によって、日系企業にとっては〇〇億円の負担軽減になる」というマスコミ情報の印象から、日本側の認識にも「誤解」が多いのかもしれない。

どんな[誤解]か?『日中社会保障協定』が発行されたら、駐在員さんは原則として「中国の社会保険に加入」になる。ただし「年金だけは日本側で継続加入して、中国では加入しなくて良い」。という[誤解]です。

実際はそうではありません。わかりやすく表現すると、『日中社会保障協定』が発行されても、駐在員さんは原則的に「両国の社会保険に二重加入(二重負担)」になる。

ただし「年金だけは日本側で継続加入して、中国では加入しなくて良い」。こちらが「真実」です。

つまり、駐在員さんを派遣している日本の会社の場合、今後5年間は会社側の社会保険費用負担の軽減はこうなる(↓)ってことです。

- ◎ 日本側:保険料負担は今まで通り。「何も変わらない」。

- ◎ 中国側:「養老保険」のみ免除。その他は「全加入」。

効果は、「マスコミで報道」されていた内容の印象に比べると、非常に「限定的」・・・なんですよ。

ここまでよろしいでしょうか?次。いよいよ本題、、ですね。

- (1) 外国人の社会保険加入が[運用上強制されていない上海市]において、どのように対応すれば良いのか??

『日中社会保障協定』は、9月1日から発行になります。発行されると、

- ◎ 日本側:保険料負担は今まで通り。「何も変わらない」。

- ◎ 中国側:「養老保険」のみ免除。その他は「全加入」。

こうなる。

ただし!これは、北京市や江蘇省など『外国人の中国社会保障加入が強制されている地域』でのこと。

上海市は、当局による「運用上」『外国人の中国社会保障加入が強制』されておらず、事実上『外国人も[任意で]中国の社会保険にも加入できる』という状態になっています。

この場合、どうすりゃいいの???一番知りたいことですよ。

ところが、今回の説明会での結論は、

■『中国側のことはわかりません』でした(涙)。

受講者からの質問もこの点に集中していたのですが、明確な答えは発せられないまま、説明会は終了してしまいました。

ただ、質疑応答の中で、政府側だからこそ知っている「現状の最新情報」を話してくれました。

これらの話を「実務家」の観点で統合して、運用上『外国人の中国社会保险加入が強制』されていない上海市において、どうすりゃいいの???について考察してみました。

導き出した答えは、

- ◎ 加入が「強制」されている北京市や江蘇省の駐在員に対しては、協定で定められた手続き(中国での加入免除の適用を受ける日本側での証書発行の手続き)を行う。ただし、
- ◎ 上海市など加入が「強制」されていない地域の駐在員に対しては、上海市政府の次の動きがあるまで「様子見」をしておく、つまり、『現状のまま、何もしない』。

私が駐在員の立場で、本社に報告しなければならないとしたらこの提案をします。

なぜか? 順番にご説明しますね。

そのために、まずは「本来の手続き(中国側での加入免除手続き)」とは、どのようなものかをご説明しておきます。

(この手続きの詳細は説明会配布資料にも記載があります)

中国側での「養老保険」加入の免除手続きを行うには、日本側の「日本年金機構」が発行する「適用証明書」の交付を受けなければなりません。

この交付を申請するのは、「日本の本社(会社)」が当事者となって行います。

この「適用証明書」は「日本の本社(会社)」が行いますが、申請資料は「個人別」に記載して申請する様式になっています。

※ この「個人別」というのが後から効いてきます。

その後、日本側管轄の年金事務所が会社(日本本社)に対して「適用証明書」を交付。

↓

会社(日本本社)が駐在員さん本人にその「適用証明書」の原本を渡す。

↓

駐在員さんは、中国の勤務先(現地法人)に「適用証明書」を提出する。

↓

中国の現地法人が、管轄の社会保险料徴収機関に「適用証明書」を提出する。

↓

駐在員の中国での社会保险加入で「養老保険」については加入が免除される。

これで完了です。

以上のような流れで「中国側での養老保険への加入免除手続き」を進めていくことになります。

日本側でのこの「適用証明書」の発行手続きは、9月の発行前8月1日から受付を開始するそうです。

北京や江蘇省のように「外国人にも加入が強制されている地域」の駐在員さんに対しては、9月1日からの適用ができるように早めにこの手続きを行っておくのが良いかと思います。

・・・と、ここまでが「正規の手続き」です。

次に、説明会の席上で日本の政府筋の方々が話してくれた「現状の最新情報」とは、主に以下のような内容でした。

- (1) 中国において、外国人の社会保险加入は法律上『義務』であると認識している。
- (2) 「運用」において『事実上の任意』になっている地域もあるが、『任意で良い』という公的な文書は何もないので、実態を調査中である。
- (3) 上海市政府は、『日中社会保障協定』の発行を目の前にしても、何ら新しい見解を示していない
- (4) 相互の信頼関係の上に成立する「国際間協定」である以上、日本側で受けた申請は中国側にも報告する
- (5) 中国側の説明によると、一度納付してしまうと事後に「適用申請」が提出されても、「納付分を返還する」ことは手続き上、非常に難しい

・・・と。

では、私たち「実務家」の立場ではどう読むか?

私なら、こう読みます。

まず、

- (1) 中国において、外国人の社会保険加入は法律上『義務』である
こんな事、上海市政府も重々承知の上。
 - (2) 「運用」において上海は『事実上の任意』
これに対して、上海市政府が『任意で良い』という公的な文書・根拠を「出す可能性は著しく低い」。
 - (3) 上海市政府は、『日中社会保障協定』の発行を目の前にしても、何ら新しい見解を示していない。
現在上海市は、2019 年末までに社会保険待遇を1枚のカードで全てをまかなえるようにするための「新・社会保険個人カード」への切り替え手続きの真っ最中。
社会保険の徴収を税務局に移管し、統一管理しようという改革の方が上海市にとっては、はるかに重要。
上海ではマイノリティでしかない日本人のために上海市政府が中央政府の方針に真っ向から対立するような公的な文書や見解を出すはずがない、と考える方が自然。
 - (4) 中国側の説明によると、一度納付してしまうと事後に「適用申請」が提出されても、「納付分を返還する」ことは手続き上、非常に難しい。だとしても、上海では現状「そもそも納付していない」のであれば、返還を要求することもない。
 - (5) 相互の信頼関係の上に成立する「国際間協定」である以上、日本側で受けた申請は中国側にも報告するという事だが、申請は会社(日本本社)が行うとしても、その内容は「個人別」の様式になっている。
なので、先に「北京・江蘇省」など「強制」の地域で就労する駐在員の「適用申請」だけを行うということも実務的には可能ということ。
なら、
- ◎ 上海市など加入が「強制」されていない地域の駐在員に対しては、上海市政府の次の動きがあるまで「様子見」をしておく。『現状のまま、何もしない』ってことでも、法律的なリスクは今と何ら変わらないってことで良さそう。
・・・という読み取り方です。

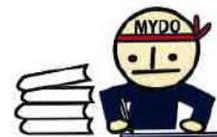
いかがでしょうか？

もちろん、この方法が万全とは言えません。今年から社会保険の徴収は税務局に移管されていることが思わぬところで何かの影響が出てくることも否定はできませんし。
ただ、この『様子見』という「対策方法」は、上海市が外国人の社会保険加入問題に揺れた2010年当時にも「最も有効だった実績」がある方法でもあります。

また、新しい情報が入りましたらすぐにご報告をまとめます！

情報提供: コゾノ式 良くなる人事・組織研究所

会計・税務情報



個人所得税の一時所得による課税所得項目について

財政部と国家税務総局は、2019年6月13日に『個人所得税の関連収入による適用の個人所得税の課税所得項目に関する公告』を正式発表しました。当該公告は、2019年1月1日に遡って実施されます。

当該公告の主な内容は下記の通りです。

- ① 個人が単位又は他人に担保を提供して収入を獲得する場合、「一時所得」項目に基づき個人所得税を計算して納付する。
- ② 不動産権利の所有者が不動産権利を他人に無償で贈与する場合、受贈者が無償の受贈不動産により取得した受贈収入は、「一時所得」項目に基づき個人所得税を計算して納付する。
- ③ 企業が業務宣伝、広告等の活動の中にランダムで本単位以外の個人にギフト(網路紅包を含め、以下も同様)を贈与し又は企業が忘年会、座談会、祭り及びその他の活動の中に本単位以外の個人にギフトを贈与し、個人が取得するギフ

ト収入は、「一時所得」項目に基づき個人所得税を計算して納付する。但し、企業が価格割引又は値引性質の優待券、商品券、割引券、クーポン券等のギフトを贈与する場合を除く。

- ④個人が『個人税収繰延型の商業養老保険テストの展開に関する通知』の規定により受領した税収繰延型の商業養老保険の年金収入は、その中の 25%の部分に対して税金を免除し、その他の 75%の部分に対して 10%の比率税率に基づき個人所得税を計算して納付する。その際に、従来の「その他所得」項目から「賃金、給金所得」項目に変更されました。個人へ保険収入を支払う際に、当該保険機構が個人所得税の源泉徴収義務者として、保険収入にかかわる個人所得税を代行徴収し、源泉徴収後の金額で個人に支払うことになっています。最終的に、登録地の税務局にて全額分に対して納税申告手続きを行います。

今回の 2019 年第 74 号公告は、この財税[2011]50 号の規定を変えることなく引き継いでおり、企業が支払う「ネット红包」が贈答品の一形態である場合には、一時所得として個人所得税を課税し、「ネット红包」が販売上の値引または割戻に該当する場合には、個人所得税を課税しないものとなっております。

なお、対象となる「ネット红包」は、企業が個人に対して支払うものに限定されるため、友人や親戚の間で相互に贈答する「ネット红包」は、上記の規定の範囲外のものであり、友人や親戚の間で相互に贈答する礼品(ネット红包を含む)は、個人所得税の課税範囲内のものではないとされています。

SMILE 経営塾

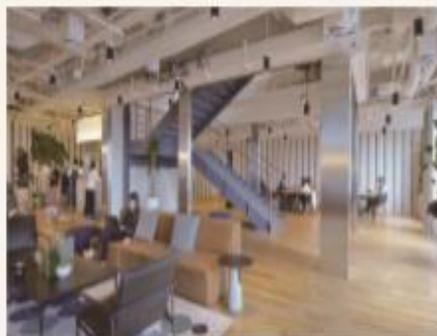


ユニコーンの正体

アメリカの巨大ユニコーン(時価総額 1,000 億円以上の未上場企業)であるウィーワーク(本社:ニューヨーク)をご紹介します。

昨年 2 月の日本上陸後、ANGLE vol.63(2018 年 8 月号)の経営メモでも取り上げましたが、一見レンタルオフィス事業者にはしか見えない彼らと、その他の事業者との違いは何なのでしょう。

スタートアップ企業の動向を調査・分析する CB インサイトが公表したレポートを基に、筆者もその正体に迫ってみたいと思います。(参考:日本経済新聞電子版/2019 年 5 月 27 日)



現状

有料会員(入居者)27 か国、40 万人以上—

マンハッタンでは、JP モルガン・チェースやゴールドマンサックスを上回り、最大のオフィステナントとなった WeWork (ウィーワーク)。

東京でも六本木アークヒルズや GINZA SIX、丸の内北口ビルなどで開設し、横浜・大阪・福岡にも展開しています。今年中に 30 施設以上を目指しているそうです。

近くロンドンでも民間最大のオフィステナントとなる見込みで、その拡大の勢いは非常にすさまじいものです。

では、ウィーワークはどうやって稼いでいるのでしょうか。

答えは「まだ稼いでいない」が最も近いでしょう。

創業から9年ずっと赤字だと発表されています。昨年に比べて会員数が2倍強の伸びとなっても、過度に評価されているとの指摘も少なくありません。

主要株主のソフトバンクグループも、株式市場の動向や複数の投資パートナーの反対で、当初よりも出資額を縮小したといえます。

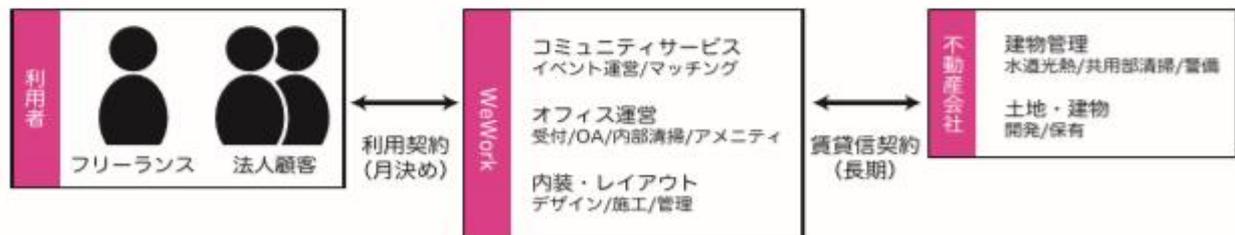
ビジネスモデルの正体

その他のレンタルオフィス事業者との一番大きな違いは、**イノベーション**です。

文字通り、既存のモノである不動産に対して、ビッグデータをフル活用するなど斬新な切り口で新たな価値＝「コワーキング(協業)によるビジネスチャンスの創出」を生み出している点に尽きると思います。そういった意味では、彼らはテクノロジー企業であり、創業者であるCEO、アダム・ニューマン氏が「**ウーバーに車が必要で、エアビーアンドビーにマンションが必要**のように、当社にはたまたまビルが必要だった」と発言している通りではないでしょうか。

WeWorkの基本的なサービス内容

WeWorkはビルオーナー（不動産会社）とオフィスの賃貸契約を結び、月決めでユーザーに転貸する。法人顧客は内装・レイアウト作業や日常のオフィス運営から解放されるだけでなく、**ビジネスマッチング**などのコミュニティサービスを受けられる。



上図で「基本的な」と謳うサービスも、内容を見る限り、オリジナリティに溢れた付加価値がちりばめられています。このように、誰にでも出来そうでいて、出来ないことをやってのけた点に、ユニコーン企業として突出した理由がありそうです。

今後はビッグデータをフル活用して、オフィス体験の最適化を目指すウィーワーク。協業に関心のない企業にとっても、なくてはならない存在になるのではないのでしょうか。企業が更なる成長を見据えていくには、やはりイノベーションの力が重要だと言わざるを得ませんね。改めて、既存のビジネスを様変わりさせることの意義を感じました。





ナニワのおっちゃん経営道！

《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第 51 回：“ぼやきの力学” ……って、ご存知ですか？“やる気のぼやき！”…「進歩の兆し！」
“やる気のないぼやき！”…「退歩の兆し！！」

私も、今はもう 70 歳も半ばを迎え、さすがに“ぼやく”こともずいぶんと少なくなりましたが、若い頃には、「こんなに頑張って成果を上げているのに、なぜわかってくれないんだあ〜？！」とか、「みんなのために、こんなに一生懸命にやっているのに、なぜ理解してくれないんだあ〜！」…などと、随分“ぼやいた”ものでした。

しかし、年をとると知らず知らずのうちに、あのころのような煮えたぎるような情熱が少しづつさめたり、周囲への関心が薄れてきたりしているのかもしれないね。

ところで、“ぼやき！”にも、2種類の“ぼやき！”があると私は思っています。この二つの“ぼやき”について、ちょっと考えてみましょう！

一つは、「やる気のない“ただのぼやき！”」です。

…これは、やる気のない人たちが、ただ、そのやる気のなさや、けだるい気分を前面に出した結果の言葉、そんな人の“ぼやき”は、ただ自分の最悪な状況での嫌な気分から脱却する勇気・努力もないまま、ただ、自分自身で大切にしている様態なのです。ただし、そうすることで、その人自身が一層やる気をなくしていきたくらうし、ただただ聞き苦しく、さらには、周囲の人の“やる気”をも、なくしてしまう、大きな影響力を持つのです。本当に、「要注意！」です。

もう一つは、「やる気の“前向きぼやき！”」です。

…これは、おなじ“ぼやき”でも、自身の明確な「目的・目標」を達成するための、現状の問題点の「整理」プロセスであり、さらには、問題解決のための「課題展開」プロセスなのです。前向きのやる気があればこそ、また、現状に満足いかないからこそ、つつい出してしまう「やる気の“前向きぼやき！”」なのです。

周囲の人の“ぼやき”を、十羽一からげに、「うるさい！」と思わないで、“やる気のある前向き発言かも！？”と、ちょっと違った視点で聞いてやってほしいのです。

“ぼやき”が、みなさんにとっての「大きなエネルギー源」になるかもせれませんよ！

* * * お知らせ * * *

前回このコーナーが、50 回を迎えたのを機に、私のコーナーへのご意見を募るべく、当方のメールアドレスを記載するつもりでしたが、わすれていましたので、あらためて、下記に掲載いたしましたので、どうぞ、こちらまでお気軽に、「ご意見・ご感想」など、お寄せください。楽しみにしております。

なお、当方には時間がたっぷりありますので、必ず、ご返事させていただきます。

私のコーナーへの「ご意見募集！」のメールアドレスは、『suhama-smso@bcc.bai.ne.jp』です。

よろしく願いいたします。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 2415 室

T E L: +86-21-6407-0228 F A X: +86-21-6407-0185